

⑨雇用保険

(日雇労働被保険者手帳)



手帳の交付を受けましょう

日雇で働き、手帳交付の手続きをする時は、住民票記載事項証明書(大阪市は無料で発行)などと印かん(スタンプ印不可)が必要です。

くわしくは、公共職業安定所でお問い合わせください。

※あいりん労働公共職業安定所の管轄地域は、西成区、住吉区、住之江区、阿倍野区、平野区、東住吉区と浪速区のうち恵美須西です。

【受付時間】 (あいりん労働公共職業安定所)

新規相談は、月曜日～金曜日の午後1時～5時15分です。

(土・日・祝日・年末年始は休み)

※新規手帳交付には、複数回の来所が必要となります。

保険料

雇用保険料は「一般保険料」と「印紙保険料」を納付します。事業所より適正に徴収されているか確認しましょう。

例えば、賃金日額が11,300円の場合は、1日の保険料の合計は133円です。

〈一般保険料(45円) + 印紙保険料(88円) = 133円〉

労働者の負担額

賃金額	一般保険料	印紙保険料	合計
8,000円	32円	48円	80円
9,000円	36円	73円	109円
10,000円	40円	73円	113円
11,000円	44円	73円	117円
12,000円	48円	88円	136円
15,000円	60円	88円	148円

一般保険料の負担割合は、建設業の場合、事業主負担分が千分の8、労働者負担分が千分の4です。印紙保険料は折半です。

※保険料は変更される場合があります。

印紙の等級と金額

賃金日額	等級	金額
11,300円以上	1級	176円
8,200円～11,299円	2級	146円
8,199円以下	3級	96円

アブレたときの給付金（日雇労働求職者給付金）

◎手当の等級と日額

アブレ手当をもらおうとする月の前2ヶ月間に、26枚以上の印紙が貼られている必要があります。

等級	給付金の日額	前2ヶ月の印紙の枚数 (総枚数26枚以上の内)
1級	7,500円	1級印紙が24枚以上の場合
2級	6,200円	1級から順に選んだ24枚分の印紙保険料の平均額が、2級印紙保険料の日額(146円)以上の場合
3級	4,100円	その他の場合

◎手当の日数

前2ヶ月の印紙貼付枚数が31枚までが13日間、以下、枚数に応じて下の表の通りとなります。

前2ヶ月の 印紙枚数	26枚～31枚まで	13日
	32枚～35枚まで	14日
	36枚～39枚まで	15日
	40枚～43枚まで	16日
	44枚以上	17日

**就労した日は必ず印紙をはってもらいましょう。
土・日・休祝日に働いた場合もはってもらいましょう。**

雇用保険のくわしいことは、あいりん労働公共職業安定所へお問い合わせください。 (☎06-6649-1491)